

建設工事業者 各位

八戸市長 小 林 眞
(公印省略)

八戸市公契約条例の施行について

日頃より、当市の市政運営に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本市では、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保及び建設業における中長期的な担い手の育成・確保等を目的とした「八戸市公契約条例」を令和3年4月1日より施行いたしました。

本条例の施行に伴い、本市が発注する予定価格1億5千万円以上の工事請負契約（特定公契約）において、新たに労働環境の報告等が必要となります。つきましては、本条例の手引・各種様式等を市ホームページへ掲載しましたので、当該報告の内容等について御確認いただくとともに、御不明な点等ございましたらお問い合わせくださいますようお願いいたします。

なお、今後本市では、特定公契約の受注者に対する説明の機会を設ける等、引き続き、制度の円滑な運用に取り組んでまいりますので、事業者の皆様におかれましても、条例の趣旨を御理解の上、御協力の程お願いいたします。

○参考（資料の掲載場所）

「トップページ」→「組織から探す」→「契約検査課」→「八戸市公契約条例」→
「八戸市公契約条例について」

【担当・問合せ先】

八戸市財政部契約検査課

担当：三浦、大坪

TEL: 0178(43)2133 (直通)

FAX: 0178(43)2722

E-mail: keiyaku@city.hachinohe.aomori.jp